

《 労働者派遣事業に係わる情報提供 》

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第 23 条第 5 項）に伴い、労働者派遣事業に係わる情報を下記の通りお知らせいたします。

（対象期間）2025 年 7 月 1 日 ～ 2026 年 6 月 30 日

■事業所の名称・所在地

名 称	株式会社シグマテック 前橋事業所
所在地	〒371-0837 群馬県前橋市箱田町 341-3

■派遣労働者の数

派遣労働者の数	190 人
---------	-------

■労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の数	30 社
-------	------

■派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間あたりの平均額）	¥ 16,012
派遣労働者の賃金額の平均額（1 日 8 時間あたりの平均額）	¥ 11,466
マージン率	28.4%

- ・マージン率は（派遣料金平均額－派遣社員賃金の平均額）÷派遣料金平均額で算出（小数点第 2 位を四捨五入）
- ・マージンには、各種社会保険料の会社負担分の費用（健康保険、厚生年金・雇用保険・労災保険等）、事業運営に関わる営業担当者人件費、営業活動費、オフィス賃料、福利厚生費、研修費及びその他会社諸経費が含まれています。

■派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の 種別	教育訓練の 種類	対象者	方法	実施 主体	賃金支給 の有無	労働者の 費用負担
入職時等 基礎訓練	入社時研修（倫理・マナー等）	全派遣労働者	Off-JT	派遣元	有り	無し
	配属時研修					
	安全衛生教育					
職能別訓練	実務教育	入社2年目	OJT	派遣先		
	必要資格取得教育					
階層別訓練	現場リーダー研修	入社3年目	Off-JT	派遣元		
その他教育訓練	個人情報セキュリティ研修	全派遣労働者				

（キャリアコンサルティング相談窓口）

Tel：0120-15-5673 e-mail：career@sigma-tec.co.jp

（当社に在籍中の方は、無料でキャリアコンサルティングを受けられます。）

■その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	社会保険、有給休暇、育児・介護休暇、看護休暇、定期健康診断
-------	-------------------------------

■派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期限 2027 年 3 月 31 日）
- ・協定労働者の範囲（全ての派遣労働者）